

回 答 様 式

NO	28-005	要 望 団 体	神奈川県薬剤師連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	------------	-----------	-----	-------

件 名	インターネット販売に対する監視強化について
要 望 要 旨	医薬品のインターネット販売、危険ドラッグにおける監視体制として、日本薬剤師会及び都道府県薬剤師会に対して規制遵守を担保するための役割を委託してほしい。

【回答】

医薬品のインターネット販売サイトは1,600を越える数が届出されており、都道府県の薬事監視員に対してこれらのサイトに対する徹底的な監視を求めています。その結果、表示事項の不備などの規制に対する不遵守があるサイトは、平成26年9月末には278サイトでしたが、平成27年1月末には12サイトに減少しており、また、これらのサイトは不遵守サイトとして厚生労働省のHPに公表されています。

日頃から医薬品の適正使用にご尽力いただいている薬剤師の皆様の専門的な目は、法施行に対応するための監視体制強化にとって心強い限りです。しかしながら、薬剤師会会員には、インターネット販売を実施されている方も含まれると考えられ、もし委託事業等で薬剤師会がインターネット販売サイトの監視を行う場合には、利益相反の問題が懸念されるところです。自発的な取組により発見された不正な医薬品の販売サイト等の情報につきましては、厚生労働省及び各都道府県において受付窓口を設けており、また「あやしいヤクブツ連絡ネット」でも情報を受け付けていますので、引き続き情報提供にご協力いただけますようお願いいたします。

なお、インターネット販売等は、全国的な監視指導が必要であることから、厚生労働省において、平成26年度より、インターネット上の医薬品販売監視の専門業者への委託による、不正な医薬品のインターネット販売を監視するインターネットパトロール事業を開始しています。本事業を含む医薬品等インターネット販売監視体制の整備のための予算を平成26年度の3,200万円から平成27年度は8,200万円に拡充し、取組を強化することとしています。

(担当部局課室・氏名・連絡先)

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

課長補佐 日下部 哲也

03-3595-2436

回 答 様 式

NO	28-006	要 望 団 体	神奈川県薬剤師連名	省庁名	厚生労働省
----	--------	------------	-----------	-----	-------

件 名	薬価調査・薬価改定の隔年実施の堅持について
要 望 要 旨	財政制度等審議会で指摘されている、毎年の薬価調査・薬価改定の意見については反対であり（理由：薬価と診療・調剤報酬は一体不可分、保険薬局等では薬価調査の負担増、製薬産業の発展等に影響）、今後とも隔年の診療報酬改定とセットで行うよう要望する。

【回答】

1. 薬価改定については、これまで、基本的に2年に1度の診療報酬改定の際に、市場実勢価格に応じた引下げ等を行ってきた。
2. 薬価の毎年改定については、ご指摘の点も含め、
 - ①診療報酬本体への影響
 - ②薬価調査・改定に係るコスト
 - ③革新的な医薬品の創薬意欲への影響
 - ④市場実勢価格の適正な把握への影響
 等の課題があると考えている。
3. これらの課題に留意しつつ、「骨太の方針 2014」を踏まえ、薬価調査・改定の在り方について慎重に検討していきたい。

(担当部局課室・氏名・連絡先)
 厚生労働省保険局医療課
 課長補佐 安川 孝志
 直通03-3595-2577

回 答 様 式

NO	28-007	要 望 団 体	神奈川県薬剤師連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	------------	-----------	-----	-------

件 名	ICT（情報通信技術）の利活用促進を図るため、財政的支援及びルール策定について
要 望 要 旨	<p>（１）将来的に集積した情報を統計的に分析するためには、医療分野の機微性の高い情報の利活用と保護に関する法整備が必要である。</p> <p>（２）ICTを活用した医療・健康情報の共有化の取り組みを推進するために、その基盤整備に対する財政的支援や安定的な運用体制の維持をするために診療・調剤加算が必要である。</p> <p>（３）県民の健康増進、医療費負担の抑制など、超高齢化社会到来による課題の縮減に向け、医療情報や検診データなど、個人情報が含まれるデータをビックデータとして円滑に活用できるよう、個人情報の取扱いルールやデータ項目・コード等の標準化など、全国共通のルールを作成する必要がある。</p>

【回答】

(1)

- 医療分野の情報については、プライバシーの保護に十分に留意しつつ、医療サービスの維持・向上等のために適切に利活用を推進していくことが重要と考えている。
- 医療分野の個人情報の取扱いについては、個人情報保護法や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等により、個人情報保護に十分留意しつつ、医療現場の実態に即した対応が行われるよう、取り組んでいる。
- また、情報通信技術が進展した現代に即した保護と利活用のバランスがとれたパーソナルデータの適正な取扱いを定めることを目的とした、個人情報保護法の改正の議論が内閣官房を中心に行われているところ。

(2)

- 診療報酬の算定要件については、中央社会保険医療協議会において、医療の提供者、医療の費用を負担する保険者や患者の代表、学識経験者等により、その有効性や安全性等について議論され決定される。
- ICTの活用については、平成26年度診療報酬改定における中央社会保険医療協議会の答申附帯意見に、「ICT (Information and Communication Technology) を活用した医療情報の共有について、その評価のあり方を検討すること」があげられており、今後、中央社会保険医療協議会において議論を継続していく予定である。

(3)

- 厚生労働省では、医療情報の共有化とその活用を促進するため、
 - ① 病名、医薬品名、臨床検査項目名などの全国共通の標準マスターの整備・普及
 - ② ベンダーの違いに関係なく、標準的な形式で診療情報を保存、蓄積できる仕組みの整備および普及を進めてきた。
- 今後ともこうした標準規格等の普及・推進に努めてまいりたい。

(担当部局課室・氏名・連絡先)
政策統括官付情報政策担当参事官室
室長補佐 佐藤 勉
直通03-3595-2314

厚生労働省保険局医療課
課長補佐 井口 豪
直通03-3595-2577

回答様式

NO	28-008	要望 団体	神奈川県薬剤師連盟	省庁名	財務省 厚生労働省
----	--------	----------	-----------	-----	--------------

件名	薬学教育に係る長期実務実習費の非課税化について
要望 要旨	下記参照。
<p>【回答】</p> <p>平成 27 年度与党税制改正の大綱においては、対応が叶わなかった。</p>	

回 答 様 式

NO	28-008	要 望 団 体	神奈川県薬剤師連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	------------	-----------	-----	-------

件 名	薬学教育に係る長期実務実習費の非課税化について
要 望 要 旨	薬学6年制教育における薬局・病院の長期実務実習について、実習を受け入れる薬局・病院に支払われる実習費が「外部に委託する取引」として扱われ、消費税の課税対象となっているが、外部委託の有無にかかわらず、授業料と同様に、非課税として取り扱うよう要望する。

【回答】

薬学実務実習の実施を外部委託した場合の委託費を巡る税制上の問題（各大学の負担額の消費税分の増額）については、消費税に関する基本的な考え方（公平性の観点）や、他の事業者がサービスの提供等を外部委託した場合とのバランスなどの観点から、慎重な検討が必要と考えます。

なお、薬学教育における長期実務実習は、臨床に係る実践的な能力を培う観点から重要と考えており、薬学教育モデル・コアカリキュラムの検討や実務実習指導薬剤師の認定などの取組への支援を通じて、その充実を図っているところです。

(医薬食品局総務課・浦 克明・03-3595-2377)

回答様式

NO	28-001	要望 団体	神奈川県薬剤師連盟	局名	保健福祉局
----	--------	----------	-----------	----	-------

件名	厚生労働省薬局健康情報拠点推進事業の充実、並びに県独自施策の実施について
要望 要旨	平成 26 年度厚生労働省予算において措置された、薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業について、平成 27 年度も継続・充実するよう厚生労働省への強い働きかけをお願いするとともに、県においても独自の健康情報拠点推進事業の実施を要望する。
<p>薬局を地域に密着した健康情報の拠点として、薬局・薬剤師を活用し、一般用医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談、情報提供を行う等、セルフメディケーションの推進のための事業として、平成 26 年度に実施することとなりました。(国庫 10 分の 10 事業)</p> <p>厚生労働省は、平成 27 年度も継続できるよう予算要求を行うことを表明しており、本県としては国の動向を注視してまいります。</p> <p>なお、厚生労働省で当該事業を継続する方針であることから、県での実施は考えていません。</p>	

回答様式

NO	28-002	要望 団体	神奈川県薬剤師連盟	局名	保健福祉局
----	--------	----------	-----------	----	-------

件名	ジェネリック医薬品の使用促進について
要望 要 旨	<p>社会保障・税一体改革大綱を受け、平成 25 年 4 月にロードマップが策定されたが、大きな課題は生活保護受給者をはじめとする自己負担金を免除されている県民・患者の薬剤コスト意識の醸成である。そのため、これらの者に対する啓発をこれまで以上に行政・医療関係者あげて取組むべきである。</p>
<p>ジェネリック医薬品については、本県では「神奈川県後発医薬品使用促進協議会」を設置し、その使用にあたっての現状と課題などを協議しています。ジェネリック医薬品の普及啓発については、協議会においても検討しており、県ホームページの掲載やリーフレットの作成・配布を行っているところです。</p> <p>生活保護の医療扶助におけるジェネリック医薬品に関する取扱いについては、平成 25 年 5 月に発出された国通知に基づき、薬局において後発医薬品への変更を不可としない処方せんを持参した受給者に対して、原則として後発医薬品を調剤すること等、具体的な取組みが示されたことから、県保健福祉事務所所管域の生活保護受給者にリーフレットを配布し啓発を図るとともに、指定薬局に対しても制度改正リーフレットを配布し、周知を図りました。</p> <p>また、ジェネリック医薬品の使用促進等を図るため、平成 25 年 4 月に郡部域を所管する 6 県保健福祉事務所全てに医療扶助相談・指導員を配置し、生活保護受給者への助言指導や、医療機関・薬局への制度の趣旨や取扱いの周知、協力依頼を行っています。</p> <p>なお、生活保護法が一部改正（平成 26 年 1 月施行）され、県としては、法改正を踏まえ、県保健福祉事務所や所管する市福祉事務所に対しても、引き続き、会議・監査等を通じて、ジェネリック医薬品の使用がより一層促進されるよう周知等に努めてまいります。</p>	

回答様式

NO	28-003	要望 団体	神奈川県薬剤師連盟	局名	保健福祉局
----	--------	----------	-----------	----	-------

件名	女性薬剤師等の復職支援について
要望 要旨	女性薬剤師や定年により行政等を離職した薬剤師等の復職を促すため、地域の病院・薬局等と連携した復職支援プログラムの策定や指導等薬剤師の育成など、復職支援策の構築を要望する。
<p>女性薬剤師等の復職支援については、新たな財政支援制度を活用し、県事業として実施団体に助成を検討しているところであり、現在、当該事業を行いたいとの要望を示している団体を対象に、検討を行っています。</p>	

回答様式

NO	28-004	要望 団体	神奈川県薬剤師連盟	局名	保健福祉局 (県民局)
----	--------	----------	-----------	----	----------------

件名	地方単独公費負担医療制度における医療費請求先の一元化について
要望 要旨	<p>県内市町村が実施する小児・ひとり親家庭・重度障害者医療費助成事業の3事業と医療保険との併用の医療費請求については、公費負担医療請求分は、国保連へ紙媒体による請求を余儀なくされている。</p> <p>については、医療機関・薬局における医療費請求の簡素化や、医療費の適正化、さらには患者サービスの向上などを図るため、3事業と医療保険との併用に係る医療費請求については、支払基金へ変更を願いたく、県内市町村並びに審査支払機関との調整・指導を要望する。</p> <p>地方単独医療費助成事業の審査支払事務については、平成18年3月の厚生労働省の告示及び関係通知により、国保連以外に、新たに支払基金への受託が可能となりました。</p> <p>小児・ひとり親家庭・重度障害者医療費助成事業の3事業については、事業の実施主体は市町村となっており、県は、それら事業に対し、補助を行っております。</p> <p>これら3事業のうち、小児・ひとり親家庭医療費助成の国保連への委託については、県内市町村からの要望に基づき、県が一括して契約を締結しております。</p> <p>重度障害者医療費については市町村が個別に国保連と委託契約を締結しており患者が医療機関に支払う自己負担分を窓口で支払わず、医療機関が国保連に請求しています。</p> <p>今後、委託先を支払基金に変更することについては、まずは事業の実施主体である市町村や、実際に患者さんの医療費助成事業分の請求事務を行う医療機関等の意向によるものと考えております。</p> <p>市町村については、国保連への継続契約を希望しているところも多く、市町村全体の意見が一致しておりません。また、医療機関においても、オンライン請求を行っていない機関もあることから、統一した意見がまとまっていないものと承知しております。</p> <p>つきましては、県としては、引き続き、県内市町村や医療機関等の動向等の把握に努め、必要な対応を図ってまいります。</p>